

箕面市高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱

制定 平成十八年五月一日箕面市訓令第三十三号

改正 平成十九年七月十日箕面市訓令第四十八号

改正 平成二十二年四月五日箕面市訓令第三十号

改正 平成二十六年三月二十五日箕面市訓令第七号

改正 平成二十七年十二月二十八日箕面市訓令第六十七号

改正 平成二十八年三月二十九日箕面市訓令第六号

(目的)

第一条 この要綱は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく地域支援事業又は本市の福祉サービスとして高齢者等に対して紙おむつを給付することにより、安心な日常生活を保障し、自立支援を図ることを目的とする。

(対象者)

第二条 紙おむつの給付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 箕面市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

二 在宅で紙おむつを使用している次に掲げる者

イ 介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者
ロ 六十五歳以上の高齢者（イに掲げる者を除く。）

三 市町村民税非課税世帯に属している者（四月から六月までに紙おむつの給付の申請を行う場合は、前年度に市町村民税非課税世帯に属している者）

(給付申請)

第三条 紙おむつの給付を受けようとする対象者は、箕面市高齢者等紙おむつ給付申請書（様式第一号）に、市町村民税非課税世帯に属していることを明らかにすることができる書類（四月から六月までの間に申請する者にあつては前年度に市町村民税非課税世帯に属していることを明らかにすることができる書類）を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、当該対象者が市町村民税非課税世帯に属していることを公簿等の閲覧又は関係行政機関等からの提供により確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

（給付限度額及び給付期間）

第四条 紙おむつ給付限度額は一月当たり四千三百二十円とし、給付期間は十二月を限度とする。

2 前項の給付期間は、給付を開始した月から起算する。

（紙おむつの給付の決定及び通知）

第五条 市長は、第三条の申請があつたときは、その内容を審査の上、給付の可否を決定し、対象者に箕面市高齢者等紙おむつ給付承認・不承認決定通知書（様式第二号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

（給付券の交付）

第六条 市長は、前条の規定により紙おむつの給付を決定したときは、対象者に箕面市紙おむつ給付券（様式第三号）を交付するものとする。

（給付の停止等）

第七条 紙おむつの給付を受けている者は、入院その他の理由により紙おむつの給付を必要としなくなったとき、又は第二条の対象者に該当しなくなったとき（死亡又は市外に転出した場合を除く。）は、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出を受けたときは、紙おむつの給付を停止又は廃止するものとする。

3 前項の規定により紙おむつの給付が停止されている者が、給付の再開を希望するときは、市長に届け出なければならない。

(給付停止等の通知)

第八条 市長は、前条第一項の規定により紙おむつの給付を停止したときは、受給者に通知書により通知するものとする。

2 市長は、前条第三項の届出があつたときは、その内容を審査の上、紙おむつの給付の再開の可否を決定し、紙おむつの給付が停止されている者に通知書により通知するものとする。

(給付の取消し)

第九条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、紙おむつの給付を取り消すことができる。

一 不正な申請により紙おむつの給付を受けたとき。

二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(委任)

第十条 この要綱に定めるもののほか、紙おむつ給付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成十八年箕面市訓令第三三号)

この要綱は、訓令の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。ただし、第二条第三号の規定は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成十九年箕面市訓令第四八号)

(施行期日)

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の箕面市高齢者紙おむつ給付事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた行為とみなす。

附 則（平成二十二年箕面市訓令第三十号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十六年箕面市訓令第七号）

この要綱は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年箕面市訓令第六十七号）

この要綱は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年箕面市訓令第六号）

この要綱は、訓令の日から施行する。